

平成23年度決算による「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等の状況

(単位：％)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	遠野市の比率			
			平成23年度	平成22年度	前年度比	増減要因等
実質赤字比率	13.16	20	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
連結実質赤字比率	18.16	30	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
実質公債比率	25 (18以上が許可団体)	35	11.8 (健全範囲)	13.0 (健全範囲)	△1.2	公債費充当一般財源の減(△39,488千円)、公営企業公債費に係る繰出金の減(△29,616千円)、普通交付税額の増(28,321千円)などが減要因である。
将来負担比率	350		82.1 (健全範囲)	78.7 (健全範囲)	3.4	公営企業債等繰出予定額の増(457,521千円)、充当可能基金の増(864,953千円)、普通交付税額の増(28,321千円)などが増要因である。
資金不足比率	農業集落排水事業特別会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
	下水道事業特別会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
	水道事業会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
計画の策定	財政健全化計画 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合に定めなければならない。	財政再生計画 健全判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合に定めなければならない。	該当なし	該当なし		
計画策定手続等	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	該当なし	該当なし		

2 健全化判断比率等の対象範囲

- (1) 実質赤字比率（実質赤字の標準財政規模に対する比率）
- (2) 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- (3) 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）
- (4) 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）
- (5) 資金不足比率（公営企業における会計別の事業規模に対する資金の不足比率）

健全化判断比率等の対象範囲

遠野市の会計区分	健全化法の会計区分	指標の適用範囲			
○一般会計	○普通会計 一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
○特別会計 ケーブルテレビ事業	ケーブルテレビ事業				
国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療	○公営事業会計 国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療	↑ 資金不足 ↓			
農業集落排水事業 下水道事業	○公営企業会計 農業集落排水事業 下水道事業				
○公営企業会計 水道事業	水道事業				
一部事務組合・広域連合					
地方公社・第三セクター					

注1) 一部事務組合・広域連合は、「岩手県市町村総合事務組合」「岩手中部広域行政組合」「岩手県後期高齢者医療広域連合」が対象

注2) 第三セクターは、市が出資する法人で損失債務補償負担の伴う法人